

# 総括質疑

## 公共下水道の公営企業化の運営の考え方について

日本共産党(中澤 邦雄 議員)

地方公営企業法に基づき公共下水道事業特別会計を廃止し、水道事業と下水道事業を公営企業として市長部局から独立させて、新しい組織体制を構築することについて、地方公営企業は経営の基本原則として、常に企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営しなければならぬと定められています。また、独立採算制を経営原則として、採算制に従って強めると、低所得者層に対する負担がより重くなるという問題が出てきます。水道と下水道という地方公営企業は、地域住民にとって必需的な公的なサービス

## 高齢者の消費生活相談情報を生かし二次被害防止を!

神奈川ネット(加藤 陽子 議員)

消費生活相談は、特に高齢者の相談が過去5年間で全国的に7割も増加しています。こうしたことから、消費者安全法が改正され、自治体の相談体制をさらに強化するため消費生活センターの組織等を条例で定めることになりましたが、相談窓口の時間・人員体制は変わるのか伺います。

改正消費者安全法では、特に被害に遭いやすい高齢者、障がい者に対して地域を挙げて被害防止に取り組む体制づくりが必要であるとして、消費者安全確保地域協議会を組織し、相談情報が提供できるとしています。高齢者は二次被害に遭いやすいことから、対策として相談情報を生かす

市民部長 地方公営企業は地方公共団体が経営するものである以上、公共下水道事業の目的である下水道法第1条の「下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする」ことを目指しており、一方で、公共の福祉の増進の見地に立って運営されるべきと考えます。公共下水道事業の経営を水道事業と共にバランスよく継続していけるように努めていきたいと考えています。

地域包括支援センター、民生委員等の関係団体と連携して情報を共有することで消費者被害の未然防止、早期発見を図ることが現在もできています。関係団体が出前講座を二つの団体が各家庭を訪問していることから被害の未然防止、早期発見につながっていると考えています。

## 入谷駅に待望のトイレが設置され防犯面も強化

公明党(稲垣 敏治 議員)

JR入谷駅は、建物もトイレも無いホームだけの無人駅ですが、駅周辺には大きく田園や緑が広がり、そののどかな風景より大山や丹沢を望むことができ、すばらしいロケーションとして、今後の座間の観光資源として期待ができます。最近では座間高校への通学生も増えて、駅を利用する乗客は1日約千人近くとなつてきています。

11年前より、声かけを兼ねて駅周辺を清掃しており、574回を数えます。当初は、無人駅なので監視の目が薄く、汚れ放題、荒れ放題で線路内にもたくさんのごみが投げられていますでしたが、最近はずつと地域の方も清掃に加わり、きれいになりつつあります。また何度かJR東日本や関係者へ、無人駅解消や駅管理者配置を要望してきましたが、いまだに実現されていません。今回、環境美化が一步前進し、簡易型トイレの設置により駅の利便性が高まりますが、犯罪防止の強化についてはどのように考えているか伺います。

## 機構改革での改正点を問う

ごま大志会(佐藤 弥斗 議員)

議案第89号、座間市行政組織条例の一部を改正する条例では、市長室、子ども未来部の創設、上下水道部から上下水道局への変更、特定政策推進室の廃止が大きな改正点ですが、今回の機構改革に対する市長の考えを伺います。

市長 今回の組織の見直しは、シティプロモーションの強化、危機管理・減災に対する対応、子ども・子育てについての対応の三つの方針により新たな課題に対応するとともに、第四次座間市総合計画の中間見直しへの対応、さらには公共下水道事業の地方公営企業法の全部適用、公営企業管理者の設置等に伴う所要の見直しを行ったものです。

## 新政いさま

(長谷川 光 議員)

本定例会の諸議案に対し総括質疑の通告をしていましたが、総括質疑で最後の登壇であり、既に前任者よりさまざまな質疑がされ、質疑の内容が重複しています。よって、今回の総括質疑は割愛させていただきます。



## 議会中継を行っています

### スマートフォンで議会中継を視聴できます

市民の皆さんに議会の様子をさらに広くお伝えするため、本会議のインターネット映像を配信しています。これまでは、パソコン向けのみの配信でしたが、平成27年第1回(3月)定例会からスマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけるようになりました。ぜひ、ご利用ください。

座間市議会 検索 クリック!

インターネット中継



でご覧いただけます。

○問い合わせ先  
議会事務局  
☎046(252)8872

## 議会を傍聴しましょう

市議会で開催される会議(本会議・委員会)は、傍聴することができます。

本会議の傍聴は、市役所7階の議場入口正面で受け付けています(各委員会の傍聴は、6階の議会事務局にお申し出ください)。

受付で住所・氏名のご記入をお願いします。

## 請願・陳情の提出について

請願・陳情はいつでも受け付けています。3月、6月、9月、12月の年4回開催される定例会において審査されます。

なお、定例会ごとの締め切り日については、議会事務局にお問い合わせください。

☎046(252)8872